

8 タンザニア連合共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。  
(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。  
(b) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9 タンザニア連合共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及び銀行に対し、計画の進捗状況についての情報及び資料を提供する。  
10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びタンザニア連合共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。  
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。  
二千七年三月九日にダルエスサラームで  
タンザニア連合共和国駐在  
日本国特命全権大使 伊藤誠  
財務次官 グレイ・S・ムゴンジャ閣下  
(タンザニア側書簡)

(訳文)  
書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付書の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。  
(日本側書簡)  
本官は、更に、前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。  
本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。  
二千七年三月九日にダルエスサラームで  
タンザニア連合共和国  
財務次官 グレイ・S・ムゴンジャ  
タンザニア連合共和国駐在  
日本国特命全権大使 伊藤誠閣下  
○外務省告示第百八十五号  
平成十九年三月十四日にプレトリア(南アフリカ共和国)で、レソト王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がレソト王国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 レソトの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むレソトの経済困難緩和に寄与するため、両政府の間係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。  
2 贈与額 二億円  
3 署名者 日本側 古屋昭彦在レソト大使(南アフリカ共和国にて兼轄)  
モスエ・チャールズ・モティア二在レソト側  
南アフリカ共和国 レソト高等弁務官  
平成十九年三月二十九日  
外務大臣 麻生 太郎  
○外務省告示第百八十六号  
平成十九年三月十四日にプレトリア(南アフリカ共和国)で、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がナミビア共和国政府との間に行われた。  
1 援助の目的及び内容 貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与  
2 贈与額 一億五千万円  
3 贈与の使用期限 平成十九年三月三十一日まで  
4 署名者 日本側 古屋昭彦在ナミビア大使(南アフリカ共和国にて兼轄)  
ナミビア側  
カ共和国 ナミビア高等弁務官  
平成十九年三月二十九日  
外務大臣 麻生 太郎  
○外務省告示第百八十七号  
平成十九年三月十二日にジャカルタで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。  
1 援助の目的及び内容 貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与  
2 贈与額 二億円  
3 贈与の使用期限 平成十九年三月三十一日まで  
4 署名者 日本側 海老原紳在インドネシア大使  
インドネシア側  
プリモ・アルイ・ジュリアン  
ト外務省アジア・太平洋力総局長  
平成十九年三月二十九日  
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第百八十八号  
標準の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書(平成十一年条約第十八号)の一部は、同議定書第五条(2)(e)の規定に従い、次のように修正され、同修正は、平成十八年十月三日に効力を生じた。  
(平成十九年三月七日付け世界的所有権機関事務局文書)  
平成十九年三月二十九日  
外務大臣 麻生 太郎  
一 第五条(2)(c)(ii)を次のように改める。  
(ii) 異議の申立てに基づく拒絶の通報を異議申立期間の満了の時から一箇月以内で、かつ、いかなる場合においても、当該異議申立期間の開始の日から七箇月以内に行うこと。  
○農林水産省告示第三百六十五号  
砂糖の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第六条第一項の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。  
平成十九年三月二十九日  
平均輸入価格 一、〇〇〇キログラムにつき 三九、〇八〇円  
適用期間 平成十九年四月一日から六月三十日まで  
○農林水産省告示第三百六十六号  
砂糖の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第九條第一項第一号八の規定に基づき、同号八の農林水産大臣の定める額を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該農林水産大臣の定める額及びその適用期間を告示する。  
平成十九年三月二十九日  
農林水産大臣の定める額 一、〇〇〇キログラムにつき 二、〇七八円  
適用期間 平成十九年四月一日から六月三十日まで  
○農林水産省告示第三百六十七号  
砂糖の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第十一條第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を次のように定めたので、同条第六項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。  
平成十九年三月二十九日  
異性化糖標準価格 一、〇〇〇キログラムにつき 一〇七、六二五円  
うち消費税額及び地方消費税額分 五、二二五円  
適用期間 平成十九年四月一日から六月三十日まで  
○農林水産省告示第三百六十八号  
砂糖の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第十二條第一項の規定に基づき、同項の異性化糖平均供給価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第一項の規定に基づき、当該異性化糖平均供給価格及びその適用期間を告示する。  
平成十九年三月二十九日  
異性化糖平均供給価格 一、〇〇〇キログラムにつき 一一四、〇八三円  
うち消費税額及び地方消費税額分 五、四三三円  
農林水産大臣 松岡 利勝

二 第五条(2)(e)を次のように改める。  
(e) 総会は、この議定書の効力発生から十年を経過したときは、(a)から(d)までの規定により設けられた制度の運用状況を調査する。これらの規定は、その後において、総会の全会一致の決定により修正することができる(注)。  
注 マドリッド同盟総会により採択された解釈声明  
この議定書の第五条(2)(e)は、(a)から(d)までの規定により設けられた制度の運用状況について引き続き検討を行うことを総会に認めるものとして了解し、また、これらの規定の修正には、総会の全会一致の決定を必要とするものと了解する。